

愛西市子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表

改正案						現行					
p 85						p 85					
【1号認定】 単位：人						【1号認定】 単位：人					
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	220	215	216	215	216	①量の見込み	220	215	216	215	216
確保方策	474	467	467	467	467	確保方策	474	477	477	477	477
②特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	474	467	467	467	467	②特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	474	477	477	477	477
③確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	③確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
④提供量合計(②+③)	474	467	467	467	467	④提供量合計(②+③)	474	477	477	477	477
過不足(④-①)	254	252	251	252	251	過不足(④-①)	254	262	261	262	261
【2号認定】 単位：人						【2号認定】 単位：人					
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	932	906	913	910	915	①量の見込み	932	906	913	910	915
幼児期の学校教育の利用希望が強い	105	102	103	103	103	幼児期の学校教育の利用希望が強い	105	102	103	103	103
上記以外	827	804	810	807	812	上記以外	827	804	810	807	812
②確保方策 特定教育・保育施設	1,180	1,114	1,114	1,114	1,114	②確保方策 特定教育・保育施設	1,180	1,185	1,185	1,185	1,185
過不足(②-①)	248	208	201	204	199	過不足(②-①)	248	279	272	275	270

## 【3号認定（1・2歳）】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	451	445	450	442	446
1歳児	204	219	219	213	218
2歳児	247	226	231	229	228
確保方策	455	463	466	466	466
②特定教育・保育施設	455	463	466	466	466
③地域型保育事業	0	0	0	0	0
④提供量合計（②+③）	455	463	466	466	466
過不足（④-①）	4	18	16	24	20

## 4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受入れられる施設であることを周知するとともに、将来的な児童人口の減少を見据え、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を検討します。また、認定こども園、幼稚園及び保育園と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。更に、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携も検討します。

平成25年7月12日  
訓令第40号

## 【3号認定（1・2歳）】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	451	445	450	442	446
1歳児	204	219	219	213	218
2歳児	247	226	231	229	228
確保方策	455	460	463	463	463
②特定教育・保育施設	455	460	463	463	463
③地域型保育事業	0	0	0	0	0
④提供量合計（②+③）	455	460	463	463	463
過不足（④-①）	4	15	13	21	17

## 4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受入れられる施設であることを周知するとともに、将来的な児童人口の減少を見据え、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を検討します。また、認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携も検討します。

平成25年7月12日  
訓令第40号

(設置)

第1条 愛西市 こども計画市（以下「計画」という。）の策定及び計画の推進を図るため、愛西市子ども子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(役割)

第2条 子育て会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 計画の策定に向けて提言を行うこと。
- (2) 計画の進行を確認し評価すること。
- (3) その他計画の進行に関し必要な事項を調査検討すること。

p 112

附 則

この訓令は、平成25年7月16日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月3日訓令第18号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日訓令第23号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月16日訓令第14号）

この訓令は、令和7年5月16日から施行する。

(設置)

第1条 愛西市 子ども子育て支援事業計画及び愛西市子育て応援プラン（以下「事業計画」という。）の策定及び事業計画の推進を図るため、愛西市子ども子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(役割)

第2条 子育て会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 事業計画の策定に向けて提言を行うこと。
- (2) 事業計画の進行を確認し評価すること。
- (3) その他 事業計画の進行に関し必要な事項を調査検討すること。

p 112

附 則

この訓令は、平成25年7月16日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月3日訓令第18号）

この訓令は、公表の日から施行する。